

# 特定非営利活動法人 バンディオンセ・エスクウェーラ 規約

## 第1条〔名称〕

本サッカークラブ(以下「本クラブ」という)は名称を「バンディオンセ・エスクウェーラ」と称する。

## 第2条〔所在地〕

本クラブは、兵庫県神戸市兵庫区今出在家町1丁目2番15号に事務局を置く。

## 第3条〔目的〕

本クラブは兵庫県神戸市を活動の拠点とし、青少年・少女に対して、スポーツを楽しんで行える充実した環境・施設・プロダクトを提供する事業を行い、スポーツを通じた健全な社会作り・子供達の健全な心身の育成に貢献し、広くスポーツ振興に寄与すると共に地域社会に貢献することを目的とする。

## 第4条〔入会資格〕

入会できる者は下記の各号に掲げる要件に適合する者とする。

- ①本人及び法定代理人(親権者または後見人)が本クラブの目的に賛同し、かつ、本規約その他本クラブの諸規則を遵守する旨を誓約すること。
- ②スポーツを行うに適した健康状態であること。

## 第5条〔入会手続〕

入会申込書を提出の上、入会金、会費翌月分、年間費(ジュニアユース)を指定の口座へ納入しなければならない。なお、振込みの際の手数料は会員負担とする。

## 第6条〔入会金及び会費〕

本クラブの会員は、クラブの運営に必要な入会金及び会費、年間費(ジュニアユース)を納めるものとする。

### ①入会金・月会費・年会費

	カテゴリー	入会金	年間費	会費/月	自動車維持協力金/月	練習回数
U-15	ジュニアユース (中学生)	¥10,800	¥12,000	¥9,256	① ¥1,044(5月～8月送迎無)	3回/週
					② ¥3,094(9月～4月送迎有)	土日祝
					※ 年間通して送迎を希望しない場合は①とする。	

	コース	入会金	会費/月 (自動車維持協力金含)	練習回数
U-12	スクール	¥10,800	¥9,700 (送迎有)	平日火・木 すべて
	カンテラコース		¥6,700 (送迎無)	
	スクール		¥8,700 (送迎有)	4回/月
	エスコラコース		¥5,700 (送迎無)	

### ②交通費

移動にかかる費用は、会員負担とする。

### ③遠征費

遠征による交通費、宿泊費等は別途会員負担とし、事前に金額を提示し前納とする。

### ④別途費用

ユニフォーム購入費等は別途会員負担とする。但し、入会時に本クラブの指定販売するユニフォーム上下、ストッキング一式を必ず購入することとする。

ジュニアユースは、ユニフォーム上下、ストッキング(ホーム&アウェー)、トレーニングウェア上下、ハーフパンツ、ポロシャツ、ボール、練習着一式を必ず購入することとする。

## ⑤入会金、月会費について

- (1) 入会金は、入会申し込みと同時に納入とする。
- (2) 毎月 25 日、翌月分会費を本クラブ指定金融機関からの自動引落としとする。(引落としが出来なかった場合は前月の月末に再引落とし。25 日・月末が土日祝の場合は翌営業日)
- (3) 会費は納入に際して兄弟で入会の場合に減免制度を適用する。  
＜兄弟割引＞2人目以降の入会金50%OFF、月会費 ¥1,000OFF  
※月会費の割引に関しては入会の順序は関係なく、年齢(下の学年)を対象とさせていただきます。
- (4) 一旦納入した入会金および会費は、理由のいかんを問わず返還しない。但し、本クラブがやむを得ない事由に基づくものと認めた場合はその限りではない。(この場合の返金金額は、銀行振り込み手数料を控除した金額とする。)
- (5) 退会を希望する者は、退会希望日の属する月までの月会費を納入しなければならない。
- (6) 入会金または会費等の金額を変更する場合は、3ヶ月前までに予告するものとする。

## 第7条〔会費の滞納〕

クラブ会員が会費の納入を怠った場合、本クラブはそのクラブ会員に対する指導を停止し、または、そのクラブ会員を退会させることができる。但し、事前に本クラブに承認を得ている場合その限りではない。

## 第8条〔休会条件〕

休会する場合は以下の各号に掲げる手続きを行わなければならない。

- ① 規定の休会届に必要な事項を記入提出する。
- ② 年度内において休会期間は 90 日を限度とし、月会費は発生しない。しかし 90 日を超える場合は月会費が発生する。但し、90 日を越える場合においても例外を認める場合もある。

## 第9条〔退会条件〕

クラブ会員の退会意思と保護者の退会意思を確認した場合に退会を認める。

### ①退会届

個人的な事情等により退会される場合は、事務局まで書面により「退会届」を提出すること。

### ②退会日

退会日は事務局が「退会届」を受理した日とする。

## 第10条〔基本活動(練習)日時及び会場〕

活動日時は基本的に平日全ての火曜日・木曜日とする。ただし振替で土日に活動する場合もある。

火曜日・木曜日が祝日の場合活動は行わない。会場は特定せず、前もって連絡する事とする。

エスコラコースについては当月の活動の中で 4 回とする。

## 第11条〔所属団体の重複と活動について〕

本クラブ以外へのクラブ活動について制限は設けない。

## 第12条〔遵守事項〕

- ① 本規約および本クラブの諸規則を遵守すること。
- ② 本クラブの指導方針および各コーチの指示に従うこと。

## 第13条〔保険〕

- ① クラブ会員は、入会と同時にスポーツ安全保険に加入しなければならない。
- ② 前項の保険に要する費用は会員負担とする。(但し、初年度新入会時は入会金より負担する。)
- ③ 本項①の保険の加入手続きは、本クラブが一括して代行するものとする。

## 第14条〔禁止事項〕

- ① 本クラブの内部事情を第三者に開示すること。
- ② 本クラブの秩序、風紀を乱す行為。

③その他本クラブの名誉または利益を害する行為。

#### 第15条〔負傷時の処理〕

①本クラブ会員が活動中に負傷した場合は、本クラブが応急処置をとる。

②前項の応急処置の治療ないしは療養に要する費用は、すべてクラブ会員の負担とする。但し、規定の範囲内において第13条の保険で給付を受ける事ができる。

③本クラブ会員が活動中に負傷した場合は直ちに本クラブに対し通知を行う。(電話でも可)

#### 第16条〔除名及び移動〕

①クラブ会員が次の事項のいずれかに該当した場合は、直ちに除名することができる。

(1)本規約に違反したとき。

(2)刑罰法規に抵触する行為を行ったとき。

(3)会費を2カ月分以上滞納したとき。

(4)事前の届出なく1カ月以上にわたり練習への参加を怠ったとき。

#### 第17条〔閉鎖〕

本クラブは、社会情勢の変化その他本クラブの継続を困難とする事由が生じた場合には、3カ月前に予告することにより無条件に閉鎖することができる。ただし、天災地変その他の不可抗力により本クラブの継続が不可能となったときは、予告をせず直ちに閉鎖することができる。

#### 第18条〔事故の責任〕

クラブ会員は、本クラブにおける活動およびグラウンドの利用に際しては、コーチおよびグラウンド責任者の指示および本クラブの諸規則に従って行動しなければならない。

また、盗難、傷害その他の事故が発生しても、本クラブおよびコーチ等に対し何ら損害賠償を請求できない。

#### 第19条〔改正および細則〕

本クラブは、必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

#### 第20条〔施行〕

①?本規約は平成25年7月1日から施行する。

平成21年4月1日第6条 改訂

平成21年4月1日第10条 改訂

平成22年4月1日第6条 改訂

平成22年4月1日第10条 改訂

平成24年4月1日第6条 改訂

平成25年7月1日第2条 改正

平成27年4月1日第6条 改正

バンディオンセ・エスクウェーラ 金融機関指定口座

ゆうちょ銀行 記号 14370 番号 71540211 特定非営利活動法人バンディオンセ・エスクウェーラ

《事務局》

〒652-0853

神戸市兵庫区今出在家町1丁目2番15号

特定非営利活動法人 バンディオンセ・エスクウェーラ

理事長 烏谷 聞多

TEL(078)681-1414 FAX(078)681-1413

オフィシャルホームページ <http://www.banditonce-kobe.jp>